

各証明書に記載されている用語説明

市民税各証明書

総所得金額	所得とは、収入から経費を引いた金額です。 税法上の所得は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得に分類され、このうち分離課税されるものを除いたものを合計したものが総所得金額です。これが総合課税の対象となり、それ以外の所得については分離課税の対象として、別々に計算します。
課税標準	課税対象となる所得(課税所得)のことです。所得は、収入から経費を引いたものです。課税所得とは、所得から、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの各種所得控除額を差し引いた金額です。
所得控除	所得控除とは、所得税の計算において、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めするために、所得から差し引くことになっているものです。 所得控除には、医療費控除、雑損控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦(夫)控除、勤労学生控除、障害者控除、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除があります。給与所得者の場合には、給与収入から給与所得控除を差し引いたものが給与所得となり、そこからさらに所得控除を差し引いて課税所得を計算し、この課税所得金額に税率をかけることにより市県民税額が算出されます。
医療費控除	自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に、前年中に支払った医療費の内、計算式により求めた控除額が合計所得金額から控除されます。基本的には、病気や怪我の治療に要した費用が控除の対象ですが、入院・通院に要した公共交通機関の交通費、分岐費、金歯など健康保険適用外の歯の治療費なども対象になります。(ただし、保険等により補てんを受けた分は除かれます。)
雑損控除	雑損控除とは、災害・盗難・横領などにより、生活に必要な資産に損害が出た場合に、それに応じた金額が控除されるものです。
社会保険料控除	自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている次のような社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれたりした保険料がある場合に控除されます。 (例)健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、介護保険法に規定する介護保険の保険料
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除とは、小規模企業共済の掛金分の所得控除です。 小規模企業共済とは、個人事業主等のための退職金制度にあたる任意加入の制度で、この掛金は原則として全額所得控除の対象になります。
生命保険料控除	生命保険料や個人年金保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを生命保険料控除といいます。
地震保険料控除	自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する生活用財産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火又は津波を原因とする火災、損壊等による損害をてん補する保険金や共済金が支払われるものに限り、一定の金額の所得控除を受けることができます。
扶養控除	生計を一にする扶養親族(年間所得が38万円以下)がいる場合に受けられる控除です。 16歳～18歳以下及び23歳～69歳以下は一般の扶養親族、19歳～22歳以下は特定扶養親族、70歳以上は老人扶養親族と区分され、それぞれ控除額が異なります。
配偶者控除	所得税法上の控除対象配偶者(その年の12月31日の現況で、次の四つの要件のすべてに当てはまる人)がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。(1)民法の規定による配偶者であること(内縁関係の人は該当しません)。(2)納税者と生計を一にしていること。(3)年間の合計所得金額が38万円以下であること。(4)青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。
障害者控除	障害者控除とは、自分や控除対象配偶者、扶養親族の中に障害者がいる場合に受けられる控除です。 身体障害者福祉法の規定により障害の程度が1級または2級と認定されているなどの特別障害者については特別障害者控除が受けられます。同居している特別障害者である場合には、扶養控除の外に同居特別障害者の加算があります。
寡婦(夫)控除	寡婦(夫)控除とは、夫(妻)と死別または離婚してから結婚をしていない人が受けられる控除です。
勤労学生控除	納税者が所得税法上の勤労学生に当てはまる場合に受けられる控除です。
基礎控除	一律に基礎控除として33万円を所得から差し引くことができる控除です。
納付済額	既に納められた税額です。
納期限未到来額	確定した税額のうち、まだ納期限が到来していない分です。

軽自動車税各証明書

標識番号	車のナンバーのことです。小型特殊、125cc以下の原動機付自転車、ミカーは「標識番号」といいます。
車種	原動機付自転車50cc以下、原動機付自転車90cc以下、原動機付自転車125cc以下、ミカー、小型特殊自動車農耕作業用、小型特殊自動車その他等の自動車の種類の区別のことです。
型式	車両を識別するために付けられたもので、「車両型式」のことです。
車名	車のメーカー名のことです。
車台番号	各自動車1台ごとに その車台に刻印されている固有の番号で、通常 型式認定された国産車などはメーカーで製造段階で通して刻印され、これを元に登録されます。
型式認定番号	メーカーが新型車を製造、販売するにあたって、国土交通省が基準等に合致した車両か否かの検査を行い合格した車両に与えられる型式のことです。
原動機型式	エンジンに打刻された、エンジンの固有の番号です。
消滅日付	廃車を市に届け出た年月日です。